

第4章

緑の施策

- 1 施策体系
- 2 各フィールドにおける施策の方向性

第4章 緑の施策

1 施策体系

緑の将来像の実現に向けて、施策の方向性と個別施策を設定します。また、施策による効果は多様であるため、基本方針ごとの施策分類ではなくフィールドごとに分類し、併せて施策に関わる主体やグリーンインフラの効果を示します。



【施策ページの見方】

フィールド1 河川・道路 水辺や道路を緑でつなぐ

河川や道路等の公共空間は、多くの人々が集まり、交流する場であるため、地域特性や周囲の景観に配慮した質の高い緑化を図り、良好な都市景観・環境を形成していきます。

関わる主体
(想定される施策の担い手)

関わる主体 市民 事業者 市 町 村 団体

1-1 水辺の魅力創出と賑わいづくり

環 防 景 健 コ

施策名称

【グリーンインフラの5つの効果】

環 環境 防 防災 景 景観 健 健康 コ コミュニティ

取組イメージ

- ・木曽川の魅力発信・向上のイベント開催（「River to Summit」など）
- ・木曽川中流域自転車で繋ぐかわまちづくり協議会等による流域市町との連携
- ・河川空間のオープン化（都市・地域再生等利用区域の指定など）

取組イメージ
(複数の取組が想定される場合に掲載します。)

【グリーンインフラの5つの効果】

存在効果
大 小

環境		<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートアイランド現象の緩和 ・生物多様性の保全 ・水循環の保全 ・地球温暖化対策（二酸化炭素吸収）
防災		<ul style="list-style-type: none"> ・都市型水害の軽減 ・災害時の一時集結場所、活動拠点 ・火災の延焼防止 ・流域治水の推進
景観		<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観形成 ・観光振興 ・歴史や文化の継承 ・都市の魅力創出・向上
健康		<ul style="list-style-type: none"> ・子育て環境の充実 ・健康増進（運動機会の提供、ストレス軽減、QOL向上）
コミュニティ		<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ形成 ・環境教育や自然とのふれあい ・交流機会や賑わいの創出

利用効果
小 大

(出典：国土交通省資料編集)

2 各フィールドにおける施策の方向性

フィールド1 河川・道路 水辺や道路を緑でつなぐ

河川や道路等の公共空間は、多くの人々が集まり、交流する場であるため、地域特性や周囲の景観に配慮した質の高い緑化を図り、良好な都市景観・環境を形成していきます。

関わる主体 市民 事業者 市 教育 団体

1-1 水辺の魅力創出と賑わいづくり

環 防 景 健 コ

- 市内には、木曽川や新境川、大安寺川といった一級河川が流れています。これらの河川は、多様な生物の生息地であり、桜回廊を形成し、癒しの空間になるなど、都市の骨格を形成しています。
- 最近では、県と木曽川中流域沿川市町が連携し、木曽川の自然、食、歴史文化を体感するイベント「River to Summit」が毎年開催されるなど、賑わいを見せ始めています。
- 引き続き良好な水辺環境の形成を図るとともに、イベントを通して賑わいづくりを進め、木曽川中流域の魅力向上・発信を図ります。



図 4-1 サイクリングロード



図 4-2 「日本ライン・KISOGAWA River to Summit 2025」チラシ

取組イメージ

- ・木曽川の魅力発信・向上のイベント開催（「River to Summit」など）
- ・木曽川中流域自転車繋ぐかわまちづくり協議会等による流域市町との連携
- ・河川空間のオープン化（都市・地域再生等利用区域の指定など）

1-2 サイクリングロードの整備・活用



- 木曽川沿いにはサイクリングロード（通称：木曽ポタロード）があり、本市では、河川環境楽園から各務原市総合運動公園、各務原大橋高架下を經由し、愛岐大橋までの約8.3kmにわたるコースが整備されています。コースの途中には、木曽川前渡南公園があり、サイクリングロードの新たな拠点として活用され、最近では、サイクリングロードを活用したイベント「ツール・ド・KISOGAWA」が開催されるなど、賑わいが生まれています。
- また、愛岐大橋を渡り愛知県側との周遊が可能であることから、「木曽川中流域自転車で繋ぐかわまちづくり協議会」や「木曽川中流域サイクルツーリズム検討会」を通じて沿江市町と連携し、より多くの方に利用していただけるよう、コースや公園の魅力を発信し、認知度を高めていきます。
- 今後の延伸については、一般道をコースとして組み入れるなど柔軟な発想をもち、これまで整備したサイクリングロードの利用実態も考慮しながら実施の方向性について検討していきます。



サイクリングロード



図 4-3 木曽川沿川サイクリングルート MAP （出典：木曽川上流河川事務所 HP 編集）

取組イメージ

- ・サイクリングロードのコース紹介 ・サイクリングロードの延伸
- ・サイクリングロードを活用したイベントの開催（「ツール・ド・KISOGAWA」など）
- ・木曽川中流域自転車で繋ぐかわまちづくり協議会等による流域市町との連携

1-3 百十郎桜復活プロジェクト

環 防 景 健 コ

- 新境川の桜並木は、百十郎桜と呼ばれ広く市民に親しまれており、桜まつりのイベント時には多くの観光客が訪れる本市の大切な観光資源です。
- 現在ボランティア団体とともに枯れ枝の剪定など保全活動を実施していますが、台風による倒木や老木化により伐採を余儀なくされており、桜の本数が減少しています。こうした現状を踏まえ、計画的な更新により桜並木の保全を図っていきます。



新境川の桜並木



百十郎桜保全ボランティア活動

取組イメージ

- ・百十郎桜保全ボランティアの活動
- ・百十郎桜の更新
- ・桜まつりの開催
- ・桜の開花状況のお知らせ



百十郎桜

地元出身の歌舞伎役者・市川百十郎（1882～1969年、「東海一の歌舞伎」と称され、各地を巡業）は、境川放水路（今の境川）の工事により多くの人が亡くなった話を聞き、その供養として昭和6（1931）年に1,000本、昭和7（1932）年に200本の吉野桜を寄贈した。

しかし、太平洋戦争が始まると燃料にするため伐採され、数10本を残すのみとなった。その後、昭和38（1963）年、各務原市発足を記念して新境川堤に「百十郎桜」と名付けた桜を植栽することになった。百十郎の遺徳と遺功を後世に伝えるために、桜並木は「百十郎桜」と名付けられた。現在では桜が咲く季節には屋台がでる桜まつりを開催し、全国から観光客が訪れるほど人気の桜の名所となっている。そしてさらに新境川堤の桜を延長して、市内一円を大きな桜の輪でつなぐ「桜回廊都市」が計画され、平成24（2012）年には、総延長31kmの回廊が完成した。

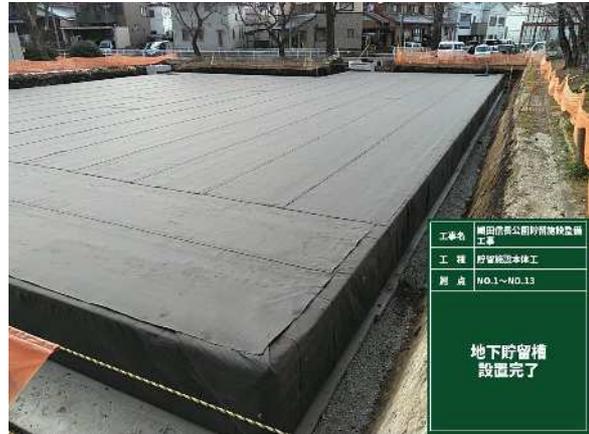
市民の寄贈により始まった桜の植栽が、時代の変遷を経て、桜の回廊にまで発展するこの事例は、市民が起こしたムーブメントの重要性を感じさせる。「日本さくら名所100選」、「飛騨・美濃さくら三十三選」選定。

（文責：相田明）

1-4 流域治水の推進

環 防 景 健 コ

- 流域治水の取組においては、自然環境の多様な機能を活用するグリーンインフラの普及が重要です。緑の保全と災害リスク低減の両立を図るため、公園を活用した貯留施設の設置や雨庭の導入など、グリーンインフラを積極的に活用した取組を進めます。



織田信長公園内の貯留施設

取組イメージ	・浸透機能の配置	・公園を活用した貯留施設の整備	・緑化駐車場の整備
	・ため池の低水位管理	・民有地緑化の促進	



流域治水

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備などの対策をより一層加速するとともに流域に関わるあらゆる関係者（国、地方自治体、企業、住民など）が協働して水災害対策を行う考え方です。流域内の自然環境が有する多様な機能を活用する取組（グリーンインフラ）を推進することが、流域治水にもつながるとされています。



流域治水の取組イメージ（出典：国土交通省）

1-5 街路樹の整備・管理



- 市内には、都市計画道路をはじめ、歩道に街路樹が植栽され、緑のネットワークを形成しています。特にいちょう通りやかえで通り、岐阜鵜沼線など、その並木の延長や大きさは全国的にも珍しく、緑陰を作り出し、季節感を演出しています。これは、行政と沿線住民の協働で育ててきた取組の成果であり、引き続き緑豊かな歩行空間ネットワークの形成を推進していきます。
- 一方、街路樹の生長に伴い、歩道の根上りや視認性の低下などの問題が出てきています。今後は、樹木医による健全度調査や定期的な剪定、劣化が進行している樹木の植替えなど、質の高い維持管理に努めていきます。
- また、巨木化・老木化した街路樹への対策として、道路工事に伴う更新も検討していきます。



いちょう通り



かえで通り



岐阜鵜沼線



新鵜沼台通り

取組イメージ

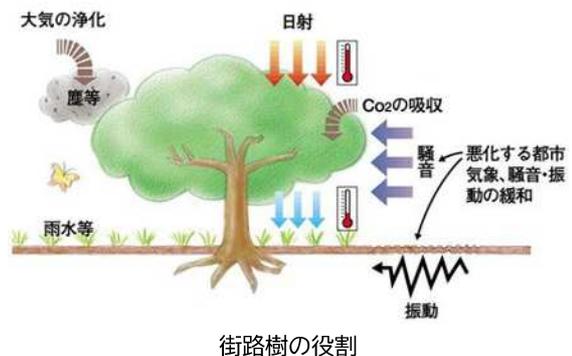
- ・街路樹の定期的なパトロール
- ・樹木医による健全度調査
- ・新設道路への街路樹整備
- ・道路工事に伴う街路樹の更新
- ・新たな技術による街路樹診断の検討

Reference

街路樹の役割

街路樹は、緑陰を作り、排気ガスや騒音を軽減し、災害時の避難路の安全確保に寄与するなど、道路沿いの環境保全に重要な役割を果たしています。また、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和に貢献するだけでなく、ドライバーの視線誘導やまちのランドマークとしての役割も担い、安全で円滑な交通を支えています。

さらに、連続した緑は、鳥や昆虫の移動経路となり、紅葉や美しい花々が四季の彩りを添え、都市空間に潤いを与えます。冬には、落ち葉の清掃が必要ですが、豊かな緑は夏の暑さを和らげ、歩行者に優しい、ウォーカブルなまちづくりにも貢献しています。



フィールド2 公園 誰もが楽しめる公園づくり

本市では、昭和44（1969）年に住吉公園が誕生して以来、これまで大小様々な公園の整備を進めてきました。現在では、市民一人当たり17.26㎡、市域の約248haが都市公園として整備され、自然とのふれあい、レクリエーション活動・健康づくりなど多様な活動の場として、子どもから高齢者まで幅広い世代に利用されています。

今後は、公園の利用形態や地域ニーズを踏まえ、第3章の「5 都市公園の管理及び整備の方針」に基づき、誰もが行きたくなる公園づくりを進めていきます。

2-1 特色ある公園整備

関わる主体 市民 事業者 市 教育 団体

2-1-1 身近な公園の更新・整備

環 防 景 健 コ

- 地域に身近な街区公園の更新・整備は、「都市公園の管理及び整備の方針」や「街区公園の更新・整備フロー」に基づき、都市計画マスタープランや立地適正化計画との整合性を図りながら進めます。
- また、利用実態や地域ニーズに合わせた遊具の配置・充実、休憩施設の更新など、機能的な整備を進めます。さらに、小規模公園が多い地域では、公園の統廃合による機能の再編・集約化を図ります。



新設した桐野公園



リニューアルしたつつじが丘南公園

取組イメージ

・地域ニーズに対応した公園整備 ・都市公園ストック再編事業

<街区公園の更新・整備フロー>

◆街区公園（既設）更新検討フロー

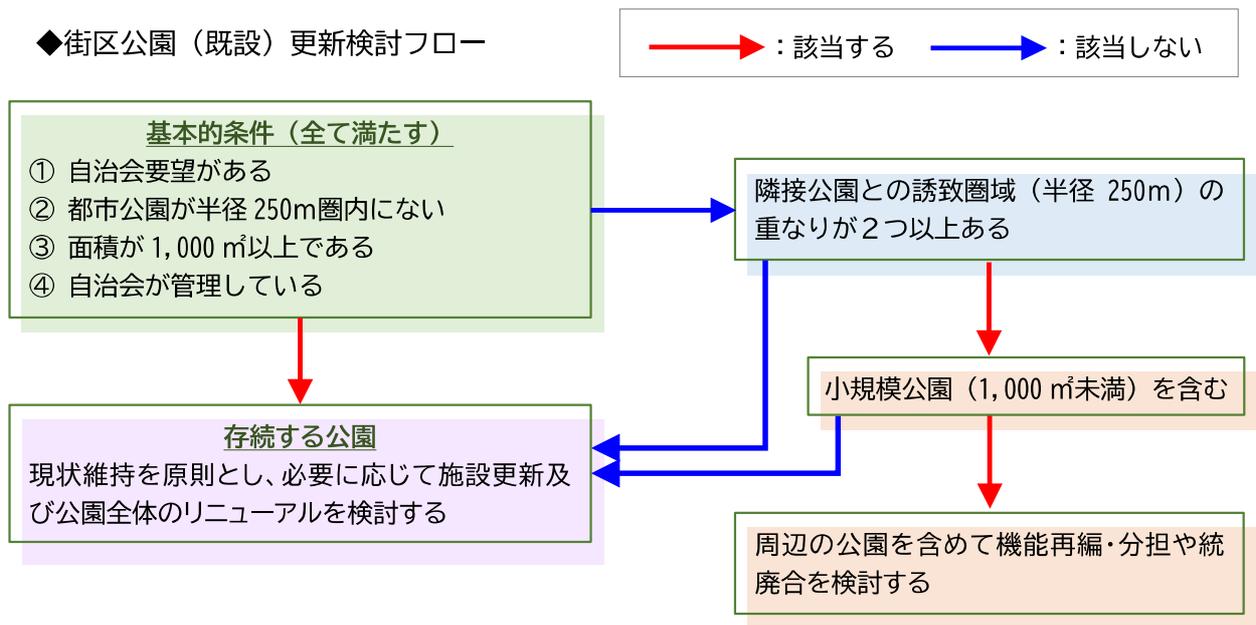
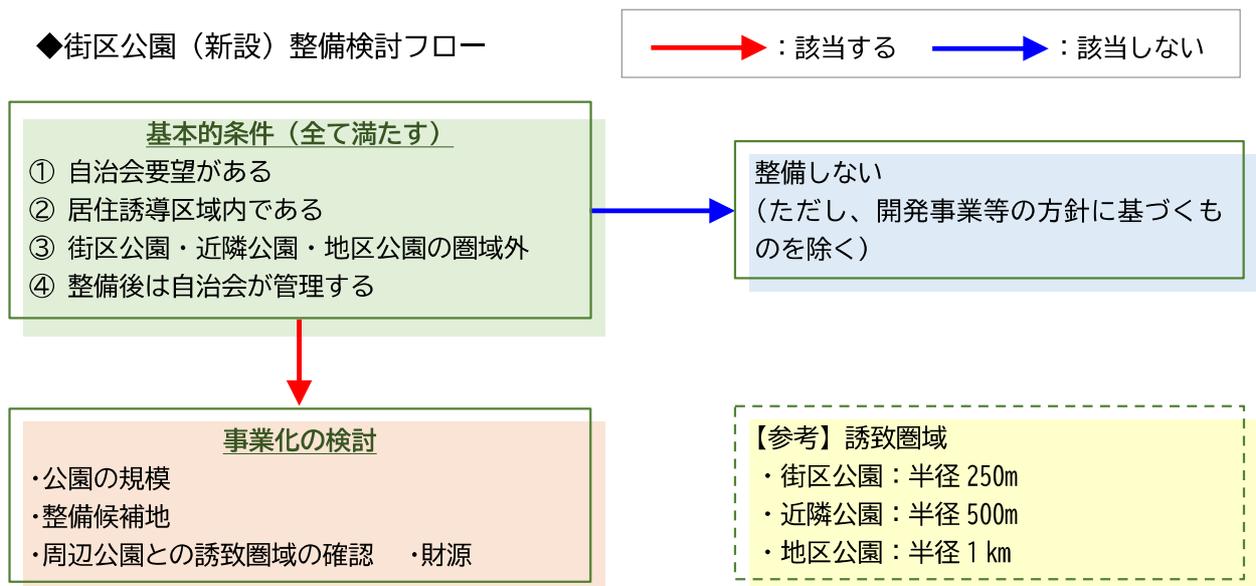


図4-4 街区公園（既設）更新検討フロー

◆街区公園（新設）整備検討フロー

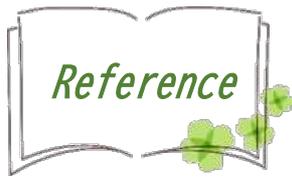


※街区公園の新設については、確保できる用地規模、周辺公園との誘致圏域の重複、財源、地域ニーズの高まり等を総合的に検証して、その必要性を慎重に判断します。

図 4-5 街区公園（新設）整備検討フロー



ワークショップの様子（鵜沼朝日町地区）



Reference

都市公園の廃止

都市公園は、緑のオープンスペースとして、憩いとレクリエーションの場となるほか、都市景観の向上、都市環境の改善、災害時の避難場所等として機能するなど、多様な機能を有しており、市民の貴重な資産として存続を図ることが必要です。このような趣旨から、都市公園法第16条に「都市公園の保存」規定が設けられ、一部の場合を除き、都市公園の区域の全部又は一部について、みだりに廃止してはならないとされています。

しかしながら、都市公園法運用指針には、地域の実情に応じて都市機能の集約化の推進等を図るため、廃止することが存続させるよりも公益上より重要であると判断した場合には「公益上特別の必要がある場合」と解して差し支えないとされています。

そのため、廃止の検討を行う場合には、公園の利用・配置状況や地域ニーズ、都市全体の量的整備水準等を考慮した上で、慎重に判断することとします。

【都市公園法（抜粋）】

（都市公園の保存）

第十六条 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

- 一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合
- 二 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合
- 三 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

【都市公園法運用指針（抜粋）】

都市機能の集約化の推進等を図るため都市公園の廃止を検討する場合には、主として以下の点に留意されたい。

- ・人口減少の進行の程度や都市公園の整備状況等は都市によって異なるため、都市公園の統廃合を進める必要がある都市、都市公園の確保をさらに進める必要がある都市など、それぞれの都市の状況に応じた対応が必要であること
- ・都市公園の再編による公園面積の増減は判断要素の一つではあるが、再編によって都市公園のストック効果が総合的に高まり、それによって都市機能が向上するか、都市が活性化するかという観点を重視すること
- ・立地適正化計画、公共施設等総合管理計画等の都市やエリア全体の方針、計画等に基づき、地域のニーズを踏まえて計画的に行うこと
- ・都市公園の全体的な量的整備水準の目標、地域レベルでの配置の目標などを総合的に判断すること

2-1-2 誰でも安心して使える公園づくり

環 防 景 健 コ

- 公園には、子どもだけでなく高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児連れの方など、さまざまな利用者がいます。すべての利用者に配慮するため、物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的な障壁の解消を目指すバリアフリーの考え方と、施設や製品を誰もが利用しやすいようデザインするユニバーサルデザインの考え方に基づき、公園づくりを進めていきます。
- 具体的には、公園の入口や園路を中心に、段差の解消、スロープや手すりの設置などを行い、利用者の障壁を取り除き、誰もが快適に利用できる公園を目指します。
- また、市が管理する都市公園のうち、トイレが設置されている公園は、69箇所、計71基です。トイレの維持管理費や更新費の負担が大きいため、今後は公園ごとの利用状況や管理状況・体制を踏まえ、以下のフローに基づき検討を行います。



公園トイレの多目的ブース

取組イメージ

- ・都市公園の移動円滑化整備ガイドラインに基づいた公園整備
- ・ユニバーサルデザインの推進
- ・インクルーシブ遊具の設置

<公園トイレの整備フロー>

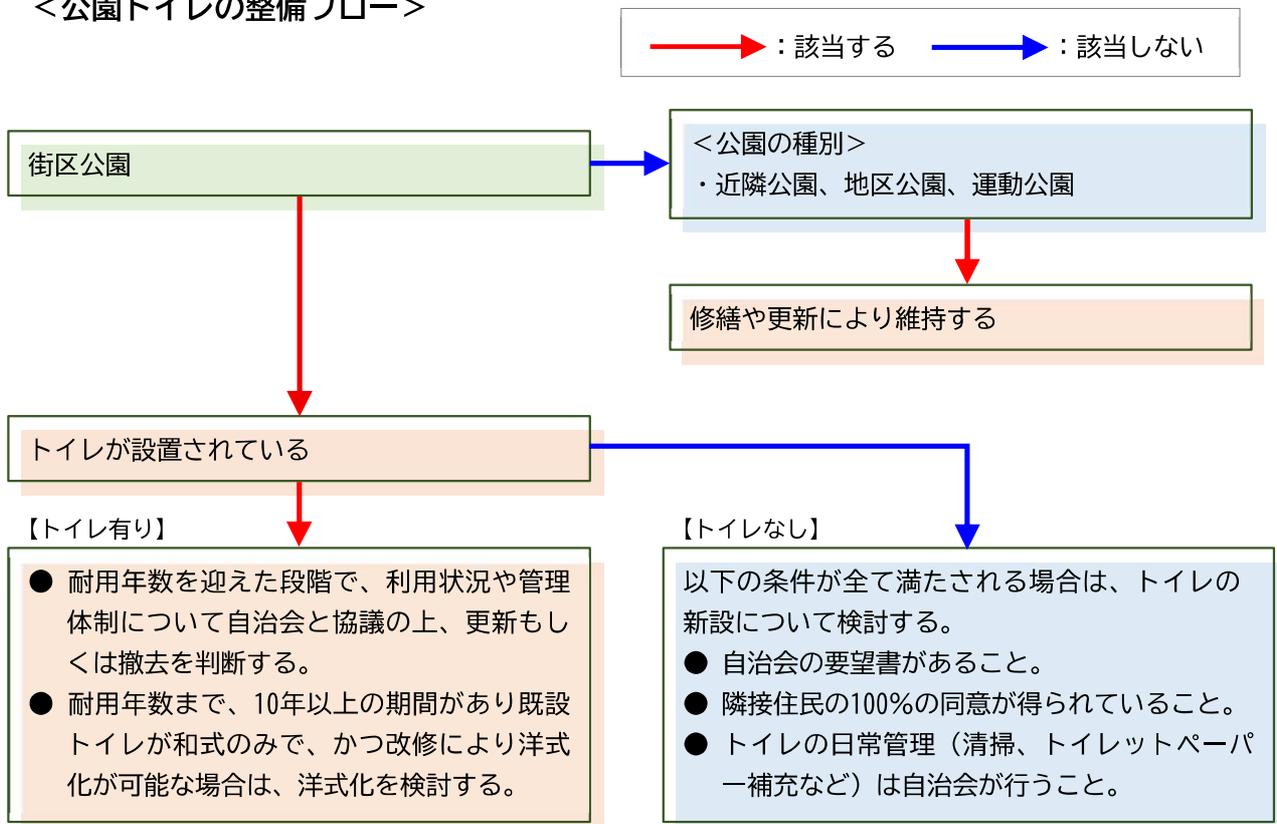


図4-6 公園トイレの整備フロー

関わる主体 市民 事業者 市 教育 団体

2-1-3 グリーンインフラを活用した公園整備

環 防 景 健 コ

- 公園敷地の芝生化や表面貯留機能の配置など、グリーンインフラを取り入れた公園整備を推進します。
- 公園敷地内の集水枡については、治水対策の観点から浸透枡とします。



桐野公園の表面貯留

取組イメージ

・グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

関わる主体 市民 事業者 市 教育 団体

2-1-4 子ども広場の支援

環 防 景 健 コ

- 自治会が設置・管理している子ども広場は、児童福祉法に規定された児童厚生施設であり、遊具で遊ばせることで健康を増進させ、情操を豊かにすることを目的としています。
- 子どもの遊び場確保の観点からも必要な施設であるため、引き続き遊具の点検や修繕等に対して支援していきます。



滑り台の再塗装（施工前）



滑り台の再塗装（施工後）

関わる主体 市民 事業者 市 教育 団体

2-1-5 宅地開発に伴う公園・緑地の配置

環 防 景 健 コ

- 開発行為に伴う公園・緑地の設置により小規模公園の維持管理費が増加していることから、開発区域周辺の公園整備状況や将来を見据えた配置を踏まえた適切な指導・誘導を行います。
- また、都市計画法に基づく地区計画の決定により、市街化調整区域において土地利用が図られる場合には、開発事業者と公園・緑地の配置・整備水準について調整します。

取組イメージ

・適正規模・配置の指導・誘導

関わる主体 市民 事業者 市 教育 団体

2-1-6 史跡・遺跡の公園的整備

環 防 景 健 コ

- 市内に分布している古墳や遺跡は、アクセスできる園路や簡易な休憩施設等を設置することによって、その魅力の発信と利用を促進します。また、景観法の景観重要建造物や文化財の指定と連携して、周辺空間の緑地保全、緑化推進、利用施設の整備などの環境整備を検討します。
- さらに、前計画で公園整備を行う方針が示されていた（仮称）城山公園は、整備内容を見直し、文化財として指定された名勝「木曾川」の一部を成している城山を核とした良好な風致の保全と活用を目的とした整備により、このエリアの魅力向上を図ります。



炉畑遺跡公園の桜井家



坊の塚古墳



城山

2-2 公園の適切な維持管理

関わる主体 市民 事業者 市 教育 団体

2-2-1 公園施設の維持管理

環 防 景 健 コ

(1) 公園施設の定期的な点検

- 「公園施設の安全点検に係る指針」及び法定化された都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準（都市公園法施行規則第3条の2）に基づき、公園施設の劣化や損傷による事故を未然に防ぐため定期的に点検を実施します。
- また、DXを活用した効果的かつ効率的な点検手法の導入も検討していきます。



遊具点検状況

(2) 公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の更新

- 安全で快適な利用環境の維持と、効率的・計画的な維持管理に取り組むために、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の補修・更新により安全性を確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図ります。



図 4-7 各務原市公園施設破損通報システム

(3) 公園通報システム

- 公園利用者の安全確保のため、公園施設や樹木の定期点検に加え、不具合や異常の早期把握を目的とした通報システムを運用します。

取組イメージ

- ・公園施設の定期的な点検
- ・公園通報システムの運用
- ・公園長寿命化計画に基づく公園施設の更新

関わる主体 市民 事業者 市 教育 団体

2-2-2 公園樹木の管理

環 防 景 健 □

- 公園利用者への緑陰の確保や良好な景観形成に資する樹木については、公園開設から年月が経過したことで樹木の巨木化・老木化が進み、隣接地への越境や見通しの確保、枯れ枝の落枝などによる被害の危険性が高まっています。
- このため、街路樹と同様に公園樹木においても点検、剪定を実施し、必要に応じて更新を検討します。



落枝状況

図 4-8 樹木の効果的かつ効率的な維持管理イメージ

関わる主体 市民 事業者 市 教育 団体

2-2-3 快適に利用できる公園の維持管理

環 防 景 健 □

- 公園管理の形態は、指定管理者制度やPark-PFI制度など多様化していますが、地域に身近な街区公園については、地域住民と一体となった公園運営を図るため、これまでと同様に日常管理を自治会と連携して行います。
- また、学びの森に導入している緑の一括管理（高度な管理水準）のように、他の広大な緑地を有する公園においても、民間活力を導入した効率的な管理方法を検討していきます。



自治会による公園の日常管理

取組イメージ

・公園の維持管理に対する新たな担い手の参加 ・パークレンジャーとの連携

2-3 公園の柔軟な活用

関わる主体 市民 事業者 市 教育 団体

2-3-1 公園を活用した自然体験

環 防 景 健 コ

- どんぐり採取、植物観察、Eボートやパターゴルフ体験などを通して、公園の魅力や季節ごとの楽しみ方を紹介する小学生対象の公園ツアーを継続し、身近な公園や自然への関心を高めます。
- また、豊かな自然に恵まれた各務野自然遺産の森を舞台に、生涯学習講座「自然体験塾」を開催しています。木曽川流域の動植物に囲まれた環境で、バードウォッチング、トレッキング、竹細工など、自然とふれあう機会を提供する様々な講座があります。



図 4-9 2024 秋の公園ツアー

Eボート体験（河跡湖公園）

たけのこ掘り体験（学びの森）

取組イメージ

- ・公園ツアーの開催
- ・自然体験塾の開催

関わる主体 市民 事業者 市 教育 団体

2-3-2 イベント利用による公園の魅力発信

環 防 景 健 コ

- 市内の公園は多くの方に利用されています。特に市民公園や学びの森では、季節の良い時期に広大な緑地を活かしたイベントが開催され、市内外から多くの方が訪れ賑わいをみせています。
- 一方で、市民アンケートでは駐車場不足や周辺道路の渋滞が課題として挙げられており、これらを踏まえ、イベント開催時期の調整などを行っています。
- また、他の近隣・地区公園でも公園活用が進むように社会実験を通じて、現状や課題、ニーズを把握していきます。



マーケット日和（学びの森）



桜まつり（市民公園）

2-3-3 地域で考える公園づくり

環 防 景 健 コ

◆背景

公園は、多くの人が利用する地域にとって大切な場所です。しかしながら、近隣の皆さんからは、騒ぐ声大きい、ボールが家に飛び込んでくるなど、改善を求める声があります。これまで市は、トラブルを回避するためにルールをつくり、柔らかいボール以外でのボール遊びを禁止するなど対応してきましたが、その一方で、子どもたちからは「もっと自由に遊びたい」「ボール遊びできる公園が欲しい」という意見があることや、市民アンケート調査結果では、自治会でのルールづくりに肯定的な意見が多いことから、地域の皆さんで話し合っ、公園ごとにルールを決めるなど、自治会単位で主体的に解決できるようにします。行政主導の公園利用ではなく、皆さん一人ひとりが関わる公園づくりを進めていきます。

◆目標

- (1) 子どもたちが自由に遊べる、子育て世代の居場所になるなど、「特色ある公園」を増やします
- (2) 利用者や近隣住民にとっても居心地のよい公園を増やします
- (3) 公園が地域の皆さんで支えるものになっていきます



統一的な公園利用ではなく、地域の皆さんがみんなで話し合えば、ルールは変えられます！

◆条件（地域で考える公園づくりには、以下を条件とします。）

- ①地域住民の意見が集約されていること ②地域住民が合意していること

※ここでは、公園利用ルールの見直しによるソフト面の改善から公園の課題解決を図ることを目的とします。また、場合によっては、見直しに伴って施設整備を行うことがあります。

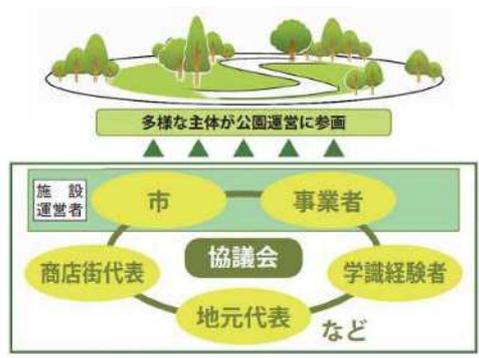
取組イメージ ・自治会でのルールづくり ・新たな活用に伴う施設整備 ・公園協議会の設置



公園協議会

平成29（2017）年の都市公園法改正により公園管理者や学識経験者、観光・商工関係者が参加して公園利用者の利便の向上を図るために「公園協議会」を組織できるようになりました。

全国的には、地域独自で協議会を組織し、多様な主体が連携して、公園の利活用を協議し、公園を含むエリア一帯の賑わいづくりや公園ルールづくりに取り組んでいる事例があります。



協議会制度のイメージ

地域で考える公園づくりに向けたフローチャートを、以下に示します。

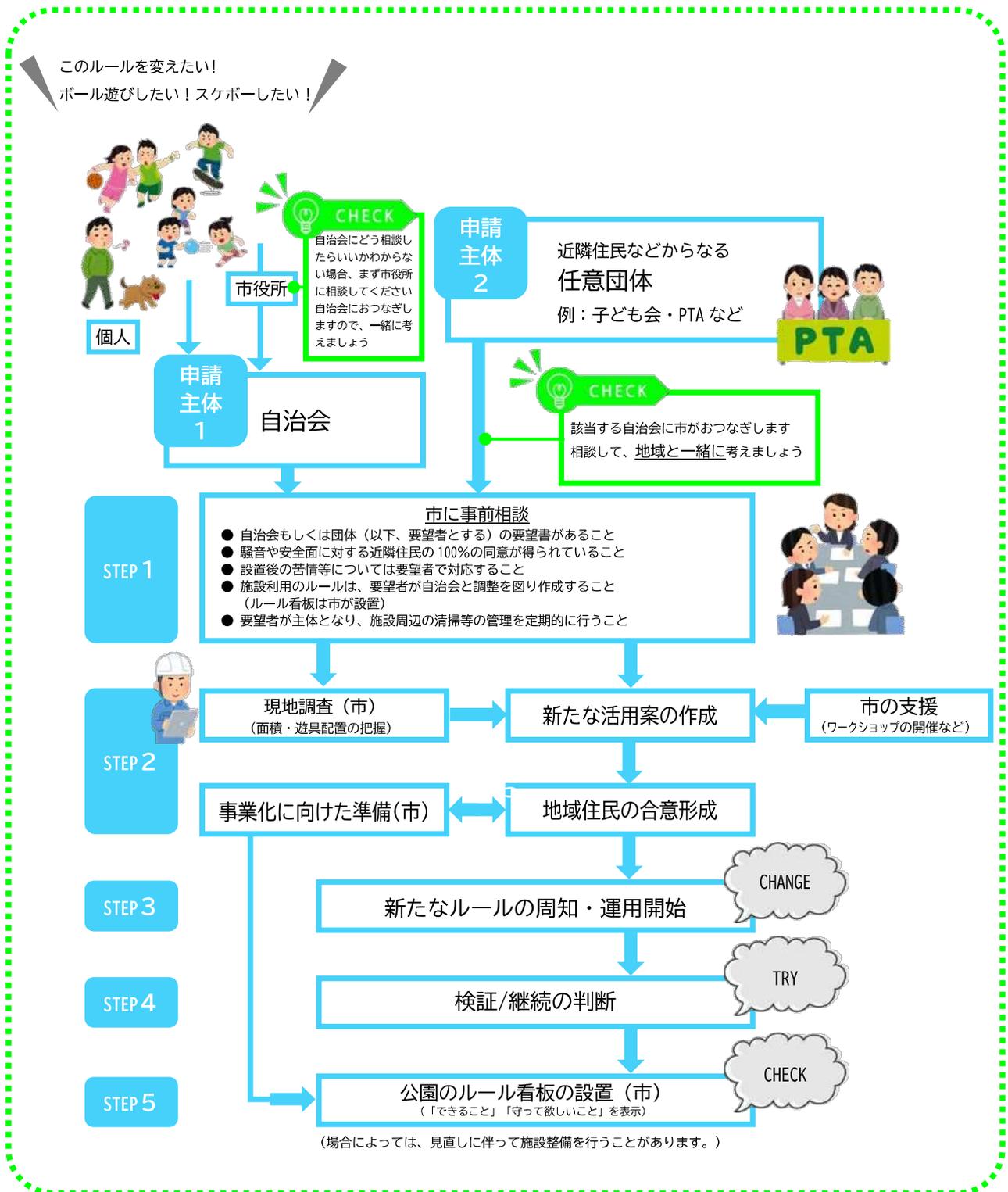


図 4-10 フローチャート

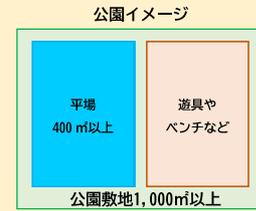
Reference

新たな活用例

【例1】防球ネットの設置

- 公園面積 1000 m²以上かつ平場の面積が 400 m²以上確保できること。

参考：ドッジボール	15×24=360 m ²	キックベース	18×18=324 m ²
フットサル	16×25=400 m ²	キャッチボール距離	=18.44m
3×3 コート	15×11=165 m ²		



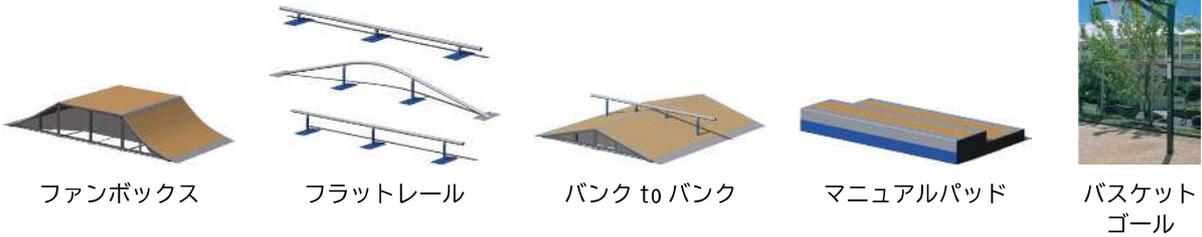
- 防球ネットの高さは、5 m（一般住宅の2階窓）を基本とする。



効果

- ボールを追いかける子供の道路への飛び出し
- ⇒ 防ぐことができる
- 隣接敷地にボールが飛び込む被害
- ⇒ 大幅に軽減できる
- ボール遊びが他の公園利用者に迷惑となる
- ⇒ 常に配慮が必要

【その他例】アーバンスポーツ施設の設置



ファンボックス

フラットレール

バンク to バンク

マニュアルパッド

バスケットゴール

(出典：(株) 都村製作所 HP)

2-4 官民連携による公園運営

関わる主体 市民 事業者 市 教育 団体

2-4-1 Park-PFI制度の活用

環 防 景 健 コ

- 都市公園をより一層柔軟に使いこなしていくため、民間のノウハウやアイデアを活かし、都市公園のストック効果を高めることで、公園の利便性や魅力を高めるPark-PFI制度が平成29（2017）年都市公園法改正に創設されました。
- 本市では、これまで学びの森や木曽川前渡南公園において、この制度を活用した魅力ある公園整備を行ってきました。全国的にも令和6（2024）年度末で182箇所を活用されるなど、その取組は広がっています。
- 今後も公園の利便性の向上、新たな魅力の創出といった質の高い空間形成や整備・維持管理に係る財政負担の軽減のため、民間事業者の資金やアイデア、技術力の導入を検討していきます。



学びの森 (KAKAMIGAHARA PARK BRIDGE)



木曽川前渡南公園 (Kakamigahara わたしの PARK)

取組イメージ

・ Park-PFIを活用した新たな魅力の創出 ・ 民間事業者によるアイデア、技術力の導入

Reference

公募設置管理制度 (Park-PFI)

この制度は、2017（平成29）年の都市公園法改正によって新設された制度であり、都市公園等における民間資金を活用した新たな整備・管理手法です。

公募により選定された事業者が、都市公園等で飲食店や売店などの公園施設の設置・管理を行う場合、事業者が設置する施設から得られる収益を周辺の公園整備・改修に還元することを条件に、当該飲食店や売店などに係る建蔽率の上限緩和や設置管理許可期間の延長といった都市公園法の特例を付与し、民間事業者の活用を図るものです。



Park-PFI のイメージ (出典：国土交通省)

関わる主体 市民 事業者 市 教育 団体

2-4-2 公園から広がる賑わいづくり

環 防 景 健 コ

- 令和6（2024）年度から官民連携（都市再生推進法人など）で、市民公園・学びの森の賑わいを周辺地域へ広げるため、まちなかウォークアブル推進事業「那加 fromPark 構想」に着手しています。
- 当地域が抱えている空き家・空き店舗の増加、回遊性の低さ、コミュニティの希薄化、担い手不足など、まちづくりにおける様々な課題に対して、公園や道路などの再整備、空き家・空き店舗の活用支援制度の運用など引き続き官民連携で取り組んでいきます。
- また、今後都市公園リノベーション協定に基づく公園施設の設置も視野に入れ、滞在快適性を高めるとともに、賑わい創出及び魅力向上を図っていきます。



図4-11 那加 fromPark 構想

取組イメージ

- ・まちなかウォークアブル推進事業
- ・都市公園リノベーション協定
- ・都市利便増進協定
- ・都市再生推進法人との連携

Reference

都市公園リノベーション協定

「都市公園リノベーション協定」とは、令和2（2020）年都市再生特別措置法改正により新たに創設された「居心地が良く歩きたくなる」まちなか形成のための一環として、公園整備に民間事業者の活用を図るものです。

まちなかウォークアブル区域内の都市公園において、都市再生推進法人等が公園管理者と締結する公園施設設置管理協定に基づき、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用して特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う場合に、当該飲食店、売店等に係る建蔽率の上限緩和や設置管理許可期間の延長といった都市公園法の特例を付与することを認めるものです。

Park-PFIが民間事業者を公募選定するのに対して、都市公園リノベーション協定は、都市公園がまちなかウォークアブル区域における交流・滞在拠点として重要な役割を果たすよう、まちなかウォークアブル区域でまちづくり活動を行っている都市再生推進法人等に限定されます。



阪神尼崎駅前 中央公園
リニューアルイメージ
(出典：阪急阪神不動産株式会社 HP)

2-4-3 指定管理者制度による公園運営

環 防 景 健 コ

- 本市では、運動施設を有する総合運動公園などに指定管理者制度を導入しています。今後、指定管理者の人的資源やノウハウを活用し、市民サービスの向上や施設の管理運営の効率化の拡大を図っていきます。



リバーサイド 21



各務原市総合運動公園

2-4-4 多様な情報ツールによる緑の魅力発信

環 防 景 健 コ

- これまで、緑に関する情報発信は主に広報誌やホームページで行ってきました。これらの既存媒体を利用する市民が多いため、それぞれの媒体特性に合わせた分かりやすく効果的な情報発信を継続していきます。
- また、令和2（2020）年からは公園情報の発信を推進する（株）パークフルと連携協定を締結し、イベント情報から公園遊具の種類、設置施設の情報まで幅広く提供することで、公園の魅力を発信しています。
- さらに、近年SNSの利用が拡大し、その影響力はますます高まっています。市民の力も活用しながら、SNSを通じた緑に関する情報発信など、従来よりも幅広い層へタイムリーに情報を届けられる新たな方法を検討します。



図4-12 公園情報アプリ「PARKFUL」

取組イメージ

・公園情報アプリ「PARKFUL」の活用 ・ 広報誌、ホームページの充実 ・ SNSによる情報発信

フィールド3 宅地 緑豊かな住環境の創出

これまでの緑化施策により市内には公共・民間施設の敷地内への緑化が進んでいるほか、住宅の庭先にも植栽を見ることができます。こうした緑豊かな住環境をさらに充実させていきます。

関わる主体 市民 事業者 市 教育 団体

3-1 民有地緑化の推進と支援

環 防 景 健 コ

- 緑豊かなまちづくりを推進するため、公共施設の緑化だけでなく、住宅地、工場、事業所等の民有地の緑化を進めていくために、平成13（2001）年度に制定した緑の条例に基づき緑化協議制度及び接道緑化に対する補助制度を導入しています。
- さらに、平成21（2009）年度には、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき居住環境基準を定めることにより、更なる緑化を推進しています。これらにより、民有地の緑が増え、落ち着いたまちなみを形成しています。
- 今後は、緑が健康に与える効果を考慮し、医療・福祉施設の開発において緑化面積率の基準を高めるなど、関係機関の意見を伺いながら検討していきます。



図4-13 緑化計画協議パンフレット



図4-14 接道緑化補助制度パンフレット



民有地の駐車場緑化



接道緑化

取組イメージ

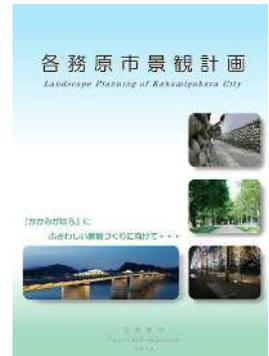
- ・緑化協議
- ・接道緑化補助制度
- ・長期優良住宅の居住環境基準

3-2 景観計画に基づく緑化の推進



- 景観法に基づく「各務原市景観計画」を決定し、良好な景観形成を誘導するため、緑化基準を含む景観形成基準を設けています。
- 特に良好な景観の保全・形成を推進すべき地区を重点風景地区や景観地区に指定しています。今後も、景観法に基づく届出制度を通して、緑豊かなまちなみの形成を推進します。

景観地区：3地区 重点風景地区：30地区（令和7（2025）年度末時点）



権現山東部地区の緑化

グリーンランド柄山地区の緑化

歴史的資源・風致を有する地区			主要な道路・河川に隣接する地区		
番号	地区名	緑に関する基準	番号	地区名	緑に関する基準
1	中山斎藤治管地区	○	17	岐阜各務原IC周辺地区	○
2	中山道新加納立地地区	○	18	木曾川沿い地区	×
3	加佐美神社地区	○	19	新堀川沿い地区	×
4	旗本徳山陣墓地区	○	20	虎川沿い地区	×
5	宝積寺地区	○	21	大安寺川沿い地区	×
6	河跡湖公園地区	○	22	環状バイパス沿線地区	×
7	こんぼくか地区	○	23	榑橋周辺地区	×
自然景観を有する地区			24	河印橋周辺地区	×
8	おがせ池地区	○	25	愛知大橋周辺地区	×
9	木曾川河原地区	○	26	(仮称)新管根大橋周辺地区	×
10	エーザイ川島工場地区	○	27	飯渡東町地区	○
11	権現山東部地区	○	28	各務原大橋通り沿線地区	×
12	三井山地区	○	31	飯渡西町地区	○
13	木曾川河原上流地区	○	景観地区		
32	各務山西部地区	○	番号	地区名	緑に関する基準
都市施設が集積している地区			29	テクノプラザ景観地区	○
番号	地区名	緑に関する基準	30	グリーンランド柄山景観地区	○
14	都心ルネサンス地区	○	32	各務山西部地区景観地区	○
15	穂高駅前地区	○			
16	市民会館周辺地区	○			

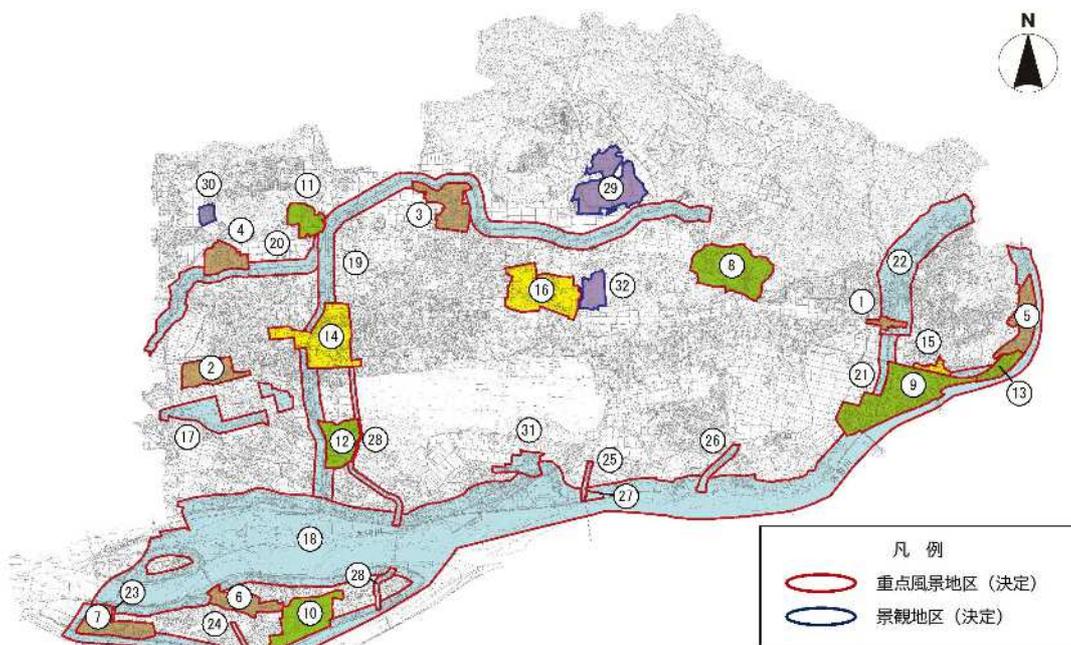


図 4-15 重点風景地区及び景観地区

関わる主体 市民 事業者 市 教育 団体

3-3 花の講習会の開催

環 防 景 健 コ

- 公共空間や民有地の緑化を推進するため、花の特徴や植え方、維持管理の方法など、誰もが気軽にガーデニングを楽しむことができる知識や技術を普及させるため専門家による講習会を開催します。



花の講習会の開催

関わる主体 市民 事業者 市 教育 団体

取組イメージ

- ・季節の花が咲き誇るまち
- ・花苗配布事業の参加促進

3-4 工場立地法による緑化推進

環 防 景 健 コ

- 工場立地と周辺地域の生活環境の調和を図るため、工場立地法に基づく届出制度が設けられています。工場緑化を推進することで、工場と周辺環境の良好な関係が築かれ、工場と地域社会との調和が促進されます。
- また、工場敷地内の環境改善にもつながるため、市内工場の積極的な緑化展開を支援・指導していきます。

取組イメージ

- ・工場立地法に基づく緑化指導
- ・開発許可による指導

関わる主体 市民 事業者 市 教育 団体

3-5 公共施設の緑化推進

環 防 景 健 コ

- 庁舎をはじめとする公共施設は、市民が日常的に利用する施設であるとともに、都市景観の形成や市民交流の拠点として重要な役割を担っています。
- 市民生活に最も身近なこれらの公共施設の緑化を推進することは、利用者の心を和ませ、緑のネットワークの拠点となるための重要な取組です。今後も、行政が率先して公共施設の緑化を進めていきます。
- また、前計画に基づき実施している事業（各務原スポーツ広場公園など）については、引き続き完成に向けて進めていきます。



ビオトープ緑化(那加中学校)



植栽帯緑化(岐阜鶴沼線)



接道緑化(かかみがはら支援学校)

取組イメージ

- ・公共施設の緑化
- ・花苗配布事業

フィールド4 農地 広がりある農地の保全

農地は、新鮮な農産物を供給するだけでなく、雨水浸透など防災・減災機能や生き物の生息の場、季節の変化を感じられる良好な景観形成などの多様な機能を有する緑であり、都市には欠かせないものです。しかしながら、市街化の進行に伴い多くの農地は宅地となり、農業従事者の高齢化や後継者不足などの理由により遊休農地が増加しています。

また、宅地の敷地面積の小規模化に伴い、宅地において家庭菜園を行うなど、身近な場所で土や農とふれあうことができる機会が少なくなってきました。

緑の観点から優良農地の保全や担い手支援、有効な利活用の促進を図ります。

関わる主体 市民 事業者 市 教育 団体

4-1 優良農地の保全

環 防 景 健 コ

- 本市は、鉄道沿線に市街地が広がる一方で、郊外部には集团的農用地が広がっています。これらの優良農地を保全し、農業経営の発展と農地の自然環境に寄与する多面的な機能の保全のため、農用地区域の指定を継続します。また、新たな土地利用の際には、緑化率の向上や都市計画との連携を図ります。
- 農業従事者の高齢化や担い手の減少、遊休農地の増加が深刻化しており、令和6年度に策定した「地域計画」に基づき農地の集積・集約化による効率的利用を促進していきます。
- 農業支援のため、農業用水の確保に必要な堰の改修、水田や畑の整備による営農条件の改善、農産物等の輸送に不可欠な農業用道路の整備などに取り組んでいきます。
- 多面的機能支払交付金を活用し、農業者で構成される組織が行う活動を支援していきます。

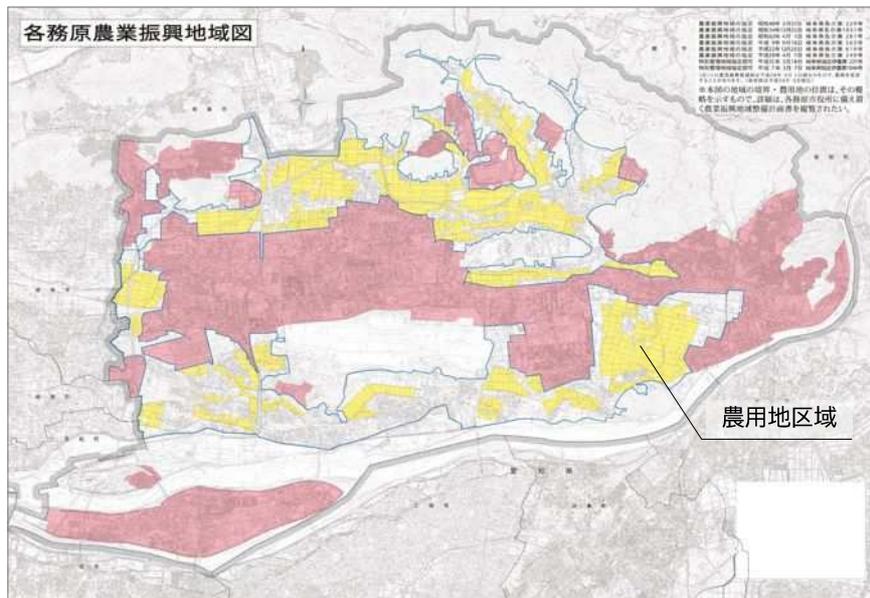


図4-16 農業振興地域図（平成28年度）



にんじん畑



広がりある田園景観

取組イメージ

- ・農用地区域の指定継続 ・地域計画に基づく農地の集積・集約化
- ・農業施設の整備・維持管理 ・外来種の駆除 ・鳥獣被害防止計画の推進
- ・多面的機能支払交付金の活用

4-2 農業にふれあう機会の創出



- 下記の取組は、農業への理解や食の安全、農作物を自ら作ることで食に対する意識が高まり、地産地消へつなげていくことができるとともに、利用者間の交流も深まるなど地域コミュニティ形成も期待されます。
- 一人でも多くの市民が農業に気軽に触れることができ、農業を楽しむことができるよう引き続き推進していきます。

(1) 市民農園の提供

- 市民が野菜などを栽培し農業を体験できる場として、市内に5箇所の市民農園を設置しています。いずれの農園も高い利用率を維持しているため、今後も継続して運営していきます。

表4-1 市民農園

名称	区画数
① 希望市民農園	25
② 朝日東市民農園	42
③ 朝日西市民農園	47
④ 鶉沼南町市民農園	22
⑤ 前洞新町市民農園	15



市民農園（蘇原希望町）



各務野農業体験塾（鶉沼古市場町）

(2) 農業体験塾の開設

- 農業未体験の方を対象に土づくりから収穫までを体験できる「各務野農業体験塾」を開設しています。
(令和6年度末 2箇所)

(3) 農福連携事業

- 農業分野と福祉分野が連携して、農業の担い手確保及び高齢者などの生きがいや健康づくり、就労支援など両分野の課題を解決していく取組として「はたけサロン」を開設しています。
- 農業体験を通じて得られる心身のリハビリテーション効果や、共同作業による社会参加促進効果、介護予防の推進が期待されています。

図4-17 はたけサロンのチラシ

フィールド5 森林 森林の保全と活用

本市を取り囲む森林は、自然災害の防止や雨水を蓄え清流を生み出す水源涵養機能、地球温暖化の緩和、生物多様性の保全など市民生活にとっても、多様な生物の生育・生息場所としても重要な役割を担っています。

今後も適切な維持管理や各種法制度の活用により、多面的な機能が維持され、その機能が十分に発揮できるようにしていきます。

関わる主体 市民 事業者 市 教育 団体

5-1 森林の保全

環 防 景 健 □

(1) 地域地区による保全

- 伊木山風致地区や八木山特別緑地保全地区は、都市計画法に基づく地域地区として指定・保全されています。各種法制度を活用して建築行為や樹木の伐採などを制限することで、現状の緑地を保全し、都市における貴重な緑を将来に引き継ぎます。（伊木山風致地区：24ha 八木山特別緑地保全地区：42ha）



伊木山風致地区



八木山特別緑地保全地区

(2) 保安林による保全

- 水源涵養、自然災害防止などを目的として指定された保安林の保全を継続していきます。保安林では、立木の伐採や土地の形質変更などが規制されています。（指定面積 480ha）

(3) 国定公園による保全

- 木曾川沿いの奇石や渓谷、周辺の山々を含む美しい自然景観を保全するため、この地域は自然公園法に基づき、国定公園「飛騨木曾川国定公園」に指定されています。（市内指定面積 234ha）
- 本市を流れる木曾川や伊木山もこの公園区域に含まれており、今後もこの景勝地の保全に努めていきます。

(4) 名勝「木曾川」による保全

- 木曾川の美しい風景は、日本の優れた国土美を表し、将来的も欠くことができない観賞上の価値が高いものとして、国の名勝に指定されています。この風景をこれからも守り、伝え続けていくに当たり、その現状を変更する行為は文化財保護法により規制されています。

Reference

国定公園（自然公園）

自然公園は、営造物公園とは異なり、民有地を含む広大な自然風景地を指定し、公園としての利用を図ることを目的としています。優れた風景を維持するため、保護計画に基づき規制の強度が異なる区域指定が設けられています。（P15 図 2-12 参照）

名勝「木曽川」

木曽川の可児市から坂祝町を経て各務原市・愛知県犬山市に至る流域は、雄大な流れとその中に見える荒々しい岩や奇岩、終点に現れる犬山城と伊木山が美しい風景をなすものとして大正期から「日本ライン」と呼ばれ、親しまれています。

この木曽川の美しい風景は、昭和6年5月11日、日本の優れた国土美を表すもので、将来的にも欠くことができない観賞上の価値が高いものとして、国の名勝に指定されました。

また、各務原市と犬山市は、「木曽川景観の保全・創造を図り、美しい木曽川景観を後世に継承すること」を目的として、平成17年8月「木曽川景観協議会」を設立し、木曽川景観の保全に取り組んでいます。



伊木山と犬山城

（5）保全活動の支援

- 地域住民による森林整備等の活動を支援していくため、「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金」を活用し、里山林の多面的機能の発揮と森林資源の維持・活性化を図ります。

取組イメージ

- ・地域地区による保全
- ・保安林による保全
- ・国定公園による保全
- ・名勝「木曽川」による保全
- ・多面的機能発揮対策交付金の活用

5-2 市民緑地・保存樹林・保存樹木の指定

環 防 景 健 コ

- 市街化区域及びその周辺の屋敷林や段丘崖の斜面林について、都市緑地法による市民緑地や条例による保存樹林などの適用も含め、良好な樹林地の保全を図りつつ、自然とのふれあいの場を確保しています。（市民緑地：0.78ha（令和6年度末））

<市民緑地の指定基準>

- ・都市計画区域内の500㎡以上の土地
- ・市、土地所有者及び市民が連携して維持管理ができる土地
- ・公道に面していること
- ・契約期間は5年以上

- 市内に点在する巨木や樹林は、都市の美観を形成する上で貴重な資源である所有者の協力を得て維持に努めています。（保存樹木：63本 保存樹林：6箇所（令和6年度末））

<保存樹林・保存樹木の指定基準>

- ・樹木が健全で、かつ、樹容が美観上特にすぐれているもの。
ただし、市長が特に保全の必要があると認めたものについては、この限りでない。
- ・1.5メートルの高さにおける樹木の幹の周囲が1.2メートル以上であるもの、又は株立ちした樹木で、高さが3メートル以上であるもの
- ・保存樹林については、樹木の集団の存する土地の面積が300平方メートル以上であり、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特にすぐれていること。



保存樹木（白山神社のヒノキ）



保存樹木（手力雄神社のクスノキ）

5-3 森林経営管理制度・森林環境譲与税

環 防 景 健 コ

- 森林の適正な管理が行き届かず、民有林の荒廃や周辺地域への悪影響が懸念されています。森林の多面的機能を維持するため、森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用し、適切に維持・保全を図ります。

フィールド6 共通事項 緑に関わる人と場所を育む

緑地の保全活動、花苗配布による花壇づくり、公園の日常管理など、緑に関わる活動は市内全域に広がっています。これらは、緑豊かなまちづくりを進める上で欠かせない活動であり、さらなる充実と発展を図るため、活動への支援、人材育成、緑に関わる機会の創出などを進めていきます。

関わる主体 市民 事業者 市 教育 団体

6-1 緑に関わる機会の創出

環 防 景 健 コ

(1) どんぐりのタネプロジェクト

- 市内の里山に自生する樹木の種から苗木を育て、公共施設に植樹するプロジェクトです。これまでに新庁舎や蘇原駅・新那加駅の駅前広場などに植樹をしました。
- 市内に自生する樹木を利用することで、環境に適応しやすく、また、輸送に伴う排気ガス削減につながることから、今後も公共施設への植樹を進めていきます。



左上：コムラキシキブ 右上：ムラサキシキブ
左下：ヤマモミジ 右下：モミジ

新庁舎植樹帯へ苗木を植樹

(2) 樹名板プロジェクト

- 工事の支障木や老木化した樹木の伐採幹を再利用し、新たに植樹する樹木の樹名板を製作しています。令和5（2023）年度には、駅を利用する地元高校生がデザイン・製作しました。
- 親しみやすいオリジナルデザインの樹名板を設置することで、利用者が植物に親しみ、関心を持つきっかけとなる環境づくりを進めています。



蘇原駅前広場に設置した樹名板

(3) 教育機関や市民を対象とした講座の開催

- 将来の緑豊かなまちづくりを担う子どもたちには、さまざまな場所で緑に親しみ、その大切さを感じてもらう必要があることから教育機関と連携し、市内の公園や自然、樹木などについて知る機会を設けます。
- また、市民を対象とした緑に関する講座を「生涯学習まちづくり出前講座・出張！クラブサークル」にて開設します。



授業（令和6（2024）年）蘇原第二小学校



授業（令和7（2025）年）稲羽東小学校

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・苗木の育成 ・苗畑の活用 ・市民参加による植樹 ・樹名板プロジェクト ・緑に関する講座の開設
--------	---

関わる主体 市民 事業者 市 教育 団体

6-2 まちづくり活動助成金の活用



- 市民活動団体との連携を進めながら、市民や地域の担い手が自由な発想で主体的・積極的にまちづくりに取り組める環境づくりの推進を図るため、まちづくり活動助成金制度を設けています。
- この制度を活用して、教育施設のビオトープ再整備や自然遺産の森でのMTBフェスティバルの開催、教育機関と連携した里山再生事業など緑に関わる活動に取り組んでいる事例も見られます。



各務野自然遺産の森 MTB フェスティバル



どんぐりの種まきの様子

6-3 パークレンジャー活動の支援



- パークレンジャーには、64団体、1,464人（令和6年度末時点）が登録しています。新たな担い手を確保するため広報誌の特集記事により活動の楽しさややりがいを発信するとともに、今後の効率的な活動の在り方を共に検討していきます。
- また、団体アンケート調査で工具貸出の要望が多かったことを受け、導入について検討します。



新境川桜手入れ



おがせ池清掃



那加中ビオトープの再生



大安寺川ホタル生息地の草刈り

取組イメージ

- ・ 広報誌での特集
- ・ 工具貸し出し
- ・ パークレンジャー同士のマッチング



パークレンジャー

パークレンジャーとは、平成13年度「水と緑の回廊計画」を契機に活動がスタートした公共施設の緑化や清掃活動などを自主的に活動している緑のボランティアグループです。

平成14年度からは活動の輪を広げていくためパークレンジャー大会を開催し、活発に活動されている団体の表彰や講演会を行い、令和6年度末で64団体1,464人の登録があります。これまでの取組が評価され、平成20年日本都市計画家協会の最高賞である「日本まちづくり大賞」を受賞しました。今後も、市内の緑を支える担い手として活動が期待されています。



受賞の記念講演

6-4 花苗配布事業

環 防 景 健 コ

- 春秋の年2回で約400の花飾り団体（自治会・子ども会・シニアクラブ等）が下図のとおり市内一円で活動しており、年間を通じて市内の公共施設が花で彩られています。
- 花苗配布等通じて、人のつながりや心を豊かにし、まちの魅力や価値を高める活動を今後も継続していきます。



幹線道路沿いの花壇づくり



市民公園の花壇づくり

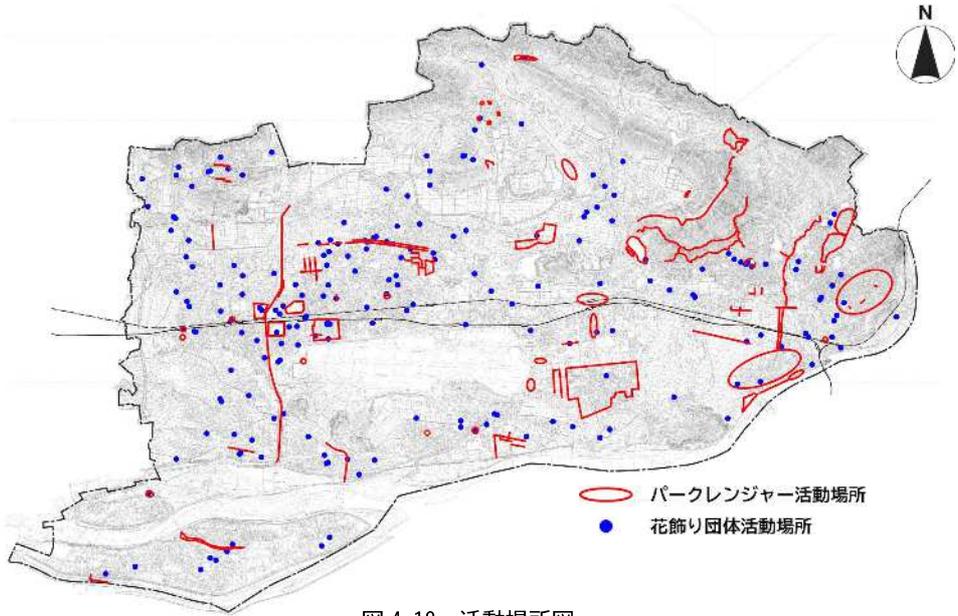


図 4-18 活動場所図

6-5 緑に関する技術の継承

環 防 景 健 コ

- 市内の樹木は、短く切り詰める「強剪定」ではなく、樹木の自然な樹形を活かして、木の幹（中心）にも光が当たるように、樹冠内部の枝や勢いの良すぎる枝を切除して、全体の樹形を整える「透かし剪定」を行ってきました。
- これは、樹木の剪定に携わってきた市内の造園業者の技術によるものです。今後も、質の高い管理を継続できるように、様々な造園技術の継承や造園業の担い手育成を進めていく必要があります。



剪定状況

6-6 新たな財源の確保

環 防 景 健 コ

(1) 緑の募金

- 緑の募金を活用し、森林整備や緑化推進に取り組んでいます。これまでに、日本ラインうぬまの森の遊歩道のベンチ更新や自治会管理地への植栽などに活用しました。(実績 令和5年度：7件 令和6年度：5件)



日本ラインうぬまの森の遊歩道のベンチ

(2) ネーミングライツ制度

- 「ネーミングライツ（命名権）」については、市が施設などを選定して募集する「施設特定方式」に加え、民間企業などから希望施設やネーミングライツの対価などの提案を募集する「企画提案方式」を導入しています。
- リバーサイド21、公園・緑地に対するネーミングライツ（役務提供）も民間活力を活用した維持管理費の調達の一環として活用していきます。

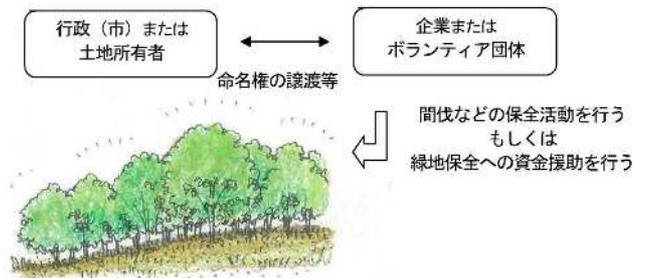


図4-19 ネーミングライツによる緑地保全のイメージ

Reference

緑の募金

緑の募金は、昭和25（1950）年から続けられてきた「緑の羽根募金」が、平成7（1995）年に制定された「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、名称を新たに「緑の募金」として生まれ変わったものです。

皆様からの寄付金は、森林整備、緑化推進、森林整備や緑化推進に関する国際協力などの事業に活用されます。

緑の募金（出典：（公）国土緑化推進機構 HP）

第4章 緑の施策

各フィールドにおける施策の方向性

個別施策	関わる主体					グリーンインフラの5つの効果				
	市 民	事 業 者	市	教 育	団 体	環 境	防 災	景 観	健 康	コ ミュ ニ ティ
フィールド1 河川・道路（水辺や道路を緑でつなぐ）										
1-1	水辺の魅力創出と賑わいづくり	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1-2	サイクリングロードの整備・活用	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1-3	百十郎桜復活プロジェクト	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1-4	流域治水の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1-5	街路樹の整備・管理	●	●	●	●	●	●	●	●	●
フィールド2 公園（誰もが楽しめる公園づくり）										
2-1 特色ある公園整備										
-1	身近な公園の更新・整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●
-2	誰でも安心して使える公園づくり	●	●	●	●	●	●	●	●	●
-3	グリーンインフラを活用した公園整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●
-4	子ども広場の支援	●	●	●	●	●	●	●	●	●
-5	宅地開発に伴う公園・緑地の配置	●	●	●	●	●	●	●	●	●
-6	史跡・遺跡の公園的整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2-2 公園の適切な維持管理										
-1	公園施設の維持管理	●	●	●	●	●	●	●	●	●
-2	公園樹木の管理	●	●	●	●	●	●	●	●	●
-3	快適に利用できる公園の維持管理	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2-3 公園の柔軟な活用										
-1	公園を活用した自然体験	●	●	●	●	●	●	●	●	●
-2	イベント利用による公園の魅力発信	●	●	●	●	●	●	●	●	●
-3	地域で考える公園づくり	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2-4 官民連携による公園運営										
-1	Park-PFI 制度の活用	●	●	●	●	●	●	●	●	●
-2	公園から広がる賑わいづくり	●	●	●	●	●	●	●	●	●
-3	指定管理者制度による公園運営	●	●	●	●	●	●	●	●	●
-4	多様な情報ツールによる緑の魅力発信	●	●	●	●	●	●	●	●	●
フィールド3 宅地（緑豊かな住環境の創出）										
3-1	民有地緑化の推進と支援	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3-2	景観計画に基づく緑化の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3-3	花の講習会の開催	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3-4	工場立地法による緑化推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3-5	公共施設の緑化推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●
フィールド4 農地（広がりある農地の保全）										
4-1	優良農地の保全	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4-2	農業にふれあう機会の創出	●	●	●	●	●	●	●	●	●
フィールド5 森林（森林の保全と活用）										
5-1	森林の保全	●	●	●	●	●	●	●	●	●
5-2	市民緑地・保存樹林・保存樹木の指定	●	●	●	●	●	●	●	●	●
5-3	森林経営管理制度・森林環境譲与税	●	●	●	●	●	●	●	●	●
フィールド6 共通事項（緑に関わる人と場所を育む）										
6-1	緑に関わる機会の創出	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6-2	まちづくり活動助成金の活用	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6-3	パークレンジャー活動の支援	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6-4	花苗配布事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6-5	緑に関する技術の継承	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6-6	新たな財源の確保	●	●	●	●	●	●	●	●	●

用語解説

- ・雨庭：地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくりと地中に浸透させる構造を持った植栽空間。
- ・ユニバーサルデザイン：年齢や性別、身体的能力など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすいまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行う考え方。
- ・景観重要建造物：地域の景観上重要な建造物について、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全、継承を図るため景観行政団体が指定する建造物。
- ・ライフサイクルコスト：建築コストだけでなく、維持管理や改修・廃棄に必要なコストも含めた構造物のコスト。
- ・指定管理者制度：地方公共団体が指定した法人その他の団体が、公の施設の管理運営を代行する制度。
- ・都市利便増進協定：住民や利用者等の利便を高め、まちの賑わいや交流の創出に寄与する広場・街灯・並木などの施設（都市利便増進施設）を、個別に整備・管理するのではなく、地域住民・まちづくり団体等の発意に基づき、施設等を利用したイベント等も実施しながら一体的に整備・管理していくための協定制度。
- ・SNS：「Social Networking Service」の略。インターネットを通して人と人とのつながりを促進する登録制のサービス。
- ・長期優良住宅：長期にわたり良好な状態で使用するための措置講じられた品質の高い住宅。
- ・緑化面積：樹木や芝などの緑地で被われている部分の面積。
- ・地域計画：農業経営基盤強化促進法に基づき、農業関係者が協議して作成する、農地の効率的かつ総合的な利用を図るための計画。
- ・鳥獣被害防止計画：鳥獣被害防止特措法に基づき、野生鳥獣による農林水産業への被害を総合的かつ効果的に防ぐことを目的とする計画。
- ・多面的機能支払交付金：水路、農道、ため池等の農業を支える共用の設備を維持管理するため地域の共同作業に支払われる交付金。
- ・地産地消：地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費する取組。
- ・里山林：居住地域近傍に広がる、古くより薪炭用木材の採取や落ち葉の肥料としての利用、山菜採取等を通し、地域住民により維持管理されていた森林のこと。
- ・森林経営管理制度：手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度。
- ・森林環境譲与税：パリ協定の枠組みの下における日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため創設された制度。
- ・ビオトープ：自然の状態が多様な動植物が生息する環境のこと。

緑とつながるライフスタイルのイメージ

❁ 河川・道路

- ・木曽川サイクリングロードでサイクリングしながら木曽川の自然を感じる
- ・木曽川中流域のイベントに参加して木曽川の魅力を再発見する
- ・木曽川鵜飼など伝統を体験する
- ・新境川など桜並木を見ながらウォーキングする、きれいな桜を撮影する
- ・河川や水路にいる生き物を観察する
- ・初夏の夜に夕涼みをしながらホタルを鑑賞する、生息するきれいな環境を守る
- ・街路樹でつながった道路をウォーキングする
- ・花や葉、実など季節によって多様な表情を見せる、街路樹や庭木を眺める
- ・道端に花苗を植える活動や清掃活動に参加する



❁ 公園

- ・身近な公園で遊ぶ、休憩する、本を読む、昼食をとる、ピクニックをする
- ・公園で開催された農産物のマルシェで、新鮮な地元野菜の買い物を楽しむ
- ・鳥や昆虫など様々な生き物を観察する
- ・みんなで考えた企画を公園で実践する
- ・公園でヨガ教室の開催やキッチンカーを出店する
- ・みんなで公園のルールを考えてみる、つくったルールを守って遊ぶ
- ・公園リニューアルのワークショップに参加する
- ・草刈りやごみ拾いの維持管理の活動に参加する
- ・公園のイベントを訪れ、SNSで発信する



❁ 宅地

- ・ガーデニングなど緑のある暮らしを楽しむ
- ・屋上や壁面の緑化で省エネ対策と緑のオアシスづくりをする
- ・玄関まわりをプランター緑化で彩る
- ・接道緑化された緑のまちなみを歩いて楽しむ、近所の人たちと談笑する
- ・家庭菜園で育てた野菜を収穫し料理に使う
- ・夏の暑い期間はゴーヤで緑のカーテンづくりをする
- ・花の成長を子どもが絵日記につける
- ・庭の木にとまった鳥のさえざりを楽しむ
- ・道路に面して植えた花や木を近所の人に楽しんでもらう
- ・室内に観葉植物で緑を取り入れる



🌸 農地

- ・風にゆられる稲穂を見ながら散歩して様々な生き物と出会う
- ・ジョギングやウォーキングをして田園風景を楽しむ
- ・田植えから稲刈りまで生産から出荷までの農の風景を眺める
- ・市民農園を借りて野菜作りを始めてみる、また、野菜作りを教えてもらう
- ・米作りの体験をする
- ・各務原にんじんを育てる、料理に使う、食べる
- ・鳥のさえずりや虫の鳴き声が聞こえてくる



🌸 森林

- ・身近な森で森林浴を楽しむ
- ・「各務原アルプス」や「うぬまの森」の散策コースをトレッキングする
- ・樹液に集まったカブトムシやクワガタなどの昆虫を採る
- ・バードウォッチングを通じて四季折々の風景に出会う
- ・自然体験塾の講座を受講して、新たな発見をする
- ・竹藪の手入れで出た竹材を使って、水鉄砲づくりや竹飯づくりを子供たちと楽しむ
- ・木に巻きついたツルを取り、クリスマスのリースづくりをする
- ・間伐で薪拾いの手伝いをして、薪を使って薪ストーブで暖を取る
- ・森で見つけたどんぐりの種を植えてみる
- ・森林や散策道の手入れをする



各務原市の緑に会いに行こう！



① 新境川の桜並木



② 岐阜鶴沼線



③ いちよう通り



④ 学びの森



⑤ 学びの森プロムナード



⑥ 市民公園



⑦ 総合運動公園



⑧ 河跡湖公園



⑨ 木曾川前渡南公園



⑩ 伊木の森



⑪ 木曾川



⑫ にんじん畑



⑬ 坊の塚古墳



⑭ 各務野自然遺産の森